

東海旅客鉄道株式会社 ICカード連絡運輸運送約款の一部改正（割引を適用する等級の追加に伴う改正）

現 行			改 正																				
(前略)			(前略)																				
(身体障害者) 第 12 条 「身体障害者」とは、次の各号の 1 に該当する者であつて、平成 22 年 4 月 1 日現在の身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。 (1) 視覚に障害がある者 (中略)			(身体障害者) 第 12 条 「身体障害者」とは、次の各号の 1 に該当する者であつて、平成 22 年 4 月 1 日現在の身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。 (1) 視覚に障害がある者 (中略)																				
2 前項の身体障害者は次表に定めるところにより第 1 種身体障害者及び第 2 種身体障害者に区分します。			2 前項の身体障害者は次表に定めるところにより第 1 種身体障害者及び第 2 種身体障害者に区分します。																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">等級及び割引種別 障害種別</th> <th style="text-align: center;">第 1 種障害者 (本人及び介護者)</th> <th style="text-align: center;">第 2 種障害者 (本人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">視覚障害</td> <td style="text-align: center;">一級から三級及び 四級の 1</td> <td style="text-align: center;">四級の 2、五級 及び六級</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>			等級及び割引種別 障害種別	第 1 種障害者 (本人及び介護者)	第 2 種障害者 (本人)	視覚障害	一級から三級及び 四級の 1	四級の 2、五級 及び六級	(以下略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">等級及び割引種別 障害種別</th> <th style="text-align: center;">第 1 種障害者 (本人及び介護者)</th> <th style="text-align: center;">第 2 種障害者 (本人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">視覚障害</td> <td style="text-align: center;">一級から三級及び 四級の 1</td> <td style="text-align: center;">四級の 2、<u>四級の 3</u>、五級及び六級</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>			等級及び割引種別 障害種別	第 1 種障害者 (本人及び介護者)	第 2 種障害者 (本人)	視覚障害	一級から三級及び 四級の 1	四級の 2、 <u>四級の 3</u> 、五級及び六級	(以下略)		
等級及び割引種別 障害種別	第 1 種障害者 (本人及び介護者)	第 2 種障害者 (本人)																					
視覚障害	一級から三級及び 四級の 1	四級の 2、五級 及び六級																					
(以下略)																							
等級及び割引種別 障害種別	第 1 種障害者 (本人及び介護者)	第 2 種障害者 (本人)																					
視覚障害	一級から三級及び 四級の 1	四級の 2、 <u>四級の 3</u> 、五級及び六級																					
(以下略)																							
注 1) 障害種別及び等級は、将来にわたり上記（平成 <u>22</u> 年 <u>4</u> 月 1 日現在の身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号を援用。）に限定する。 (以下略)			注 1) 障害種別及び等級は、将来にわたり上記（平成 <u>30</u> 年 <u>7</u> 月 1 日現在の身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号を援用。）に限定する。 (以下略)																				

附則

この通達は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。